電波法施行規則等の一部を改正する省令等について

(150MHz 帯 VHF データ交換装置及び 400MHz 帯デジタル船上通信設備の導入)

1 改正概要

海上移動業務は、従来アナログ音声通信が主体だったが、デジタル通信技術の活用により、データ通信等の高度化や狭帯域化による周波数ひっ迫の解消を目的として、世界無線通信会議(WRC-12 及び WRC-15)において、新たに VHF データ交換装置及びデジタル船上通信設備に関する周波数割当てが行われ、また、国際電気通信連合の勧告において、その無線設備の技術基準が定められた。これを受けて、VHF データ交換装置及びデジタル船上通信設備の国内導入を図るため、情報通信審議会において、これらの検討が進められ、平成30年2月に技術的条件が取りまとめられた。

本件は、これらの無線設備に係る技術基準の制度整備を行うものである。

2 改正箇所

- (1) 電波法施行規則 【第二条、第十三条の三の三、第三十三条、別表第五号】
- (2) 無線局免許手続規則 【別表第二号第3、別表第二号の二第6、別表第二号の三第3】
- (3) 無線設備規則 【第九条の二、第十四条、第二十四条、第四十条の二、第四十五条の三の六、第四十五条の三の七、 第五十七条の三の二、別表第一号、別表第二号、別表第三号】
- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 【第二条、別表第一号、様式第7号】
- (5) 登録検査等事業者等規則 【別表第五号、別表第七号】

2 施行時期

平成30年9月25日 公布・施行